

後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の人へ

令和5年度に75歳になるみなさんへ

高齢者医療係
055-934-4728

75歳の誕生日をむかえた人すべてと65歳以上で一定の障がいがあると認定された人のうち希望する人は、それまで加入していた医療保険（国保や会社の健康保険組合など）を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

★ 保険証

75歳の誕生日までに後期高齢者医療被保険者証（保険証）を郵送します。

★ 保険料の納め方

誕生月	保険料通知時期	納付方法（75歳到達年度）
4・5月	8月中旬	10月から年金天引きで納めます
6・7月	9月中旬	納入通知書で納めます （年金天引きはありません）
8月以降	誕生月の翌々月中旬	

※年金天引きには一定の条件がありますので、年間を通じて納入通知書で納めていただく場合もあります。

※口座振替をお勧めします。保険証をお送りする際に同封されている「口座振替申込書」に記入・押印して返送していただくか、直接金融機関の窓口でお申込みください。（ゆうちょ銀行は保険証同封の「口座振替申込書」は利用できません）

◆国民健康保険料を口座振替で納めている人も、あらためて申し込みが必要です。

保険料の計算方法

◇令和5年度の保険料計算方法は次のとおりです。静岡県内一律です。

年間保険料 (上限 66万円)	＝	均等割額 42,500円	＋	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) × 8.29%
--------------------	---	-----------------	---	---------------------------------

(※) 賦課のもととなる所得金額 = 令和4年中の所得 - 43万円

令和5年度 保険料の仮徴収（年金天引き）を行います

令和5年度の保険料決定は8月です。保険料を特別徴収（年金天引き）で納める人は年6回支給される年金のうちの3回で仮に算定した額（前年度保険料の約半額）を納めます。

特別徴収の対象となる人には、**3月に**保険料特別徴収仮徴収開始通知書をお送りします。

※本徴収は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

仮 徴 収		
4月	6月	8月

本 徴 収		
10月	12月	2月

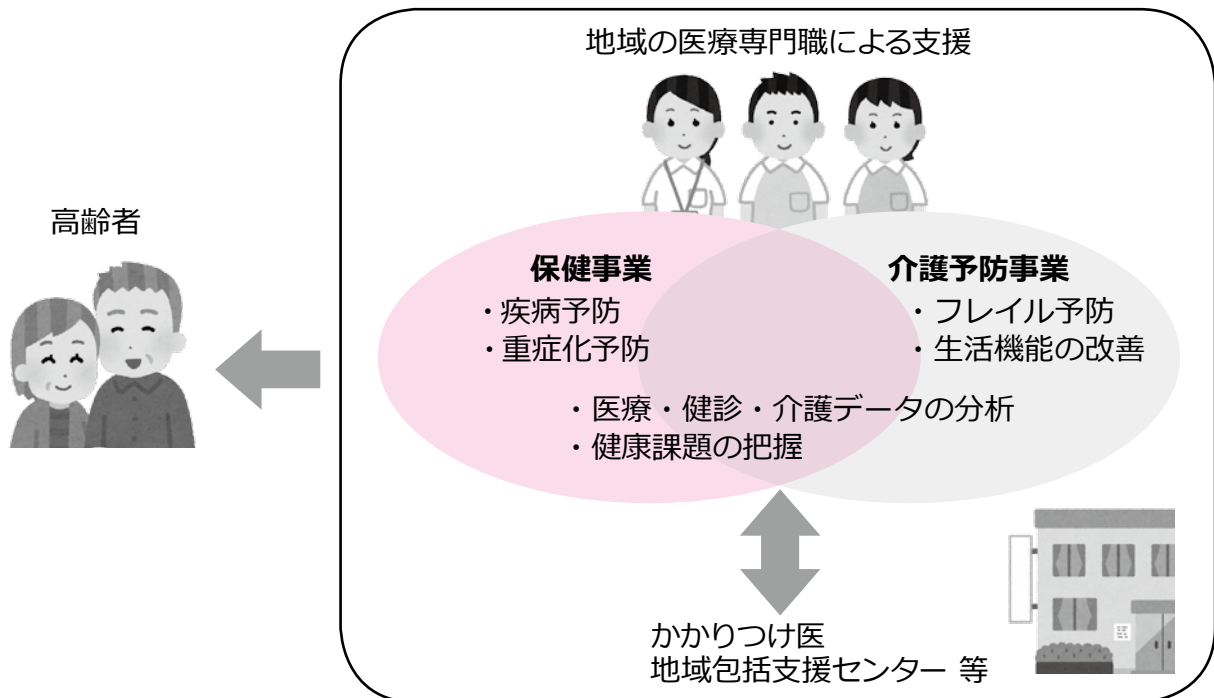
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進めています

沼津市では令和4年度から、高齢者ができる限り住み慣れた地域で健康的な生活を続けることができるよう、それぞれ実施していた、医療保険制度による疾病予防や重症化予防のための「保健事業」と、介護保険制度によるフレイル*予防等の「介護予防事業」を一体的に実施する取り組みを開始しました。

*フレイルとは

加齢により筋力の低下や体調の変化、外出機会の減少などの要因により、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した状態のことで、健康な状態と介護を必要とした状態の間にある「虚弱状態」を指します。運動や食生活などの生活習慣を見直したり、必要な治療を受けることで、病気や要介護状態に移行することを防ぐことができます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 イメージ図



一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援を実施します。

令和4年度からの主な取り組み

高齢者に対する個別的な支援 (ハイリスクアプローチ)

- ・ 健康診査の結果により支援が必要な人を対象に、医療機関への受診勧奨や、生活習慣病の重症化予防のための保健指導を行います。
- ・ 健康診査や医療機関の受診がなく、介護保険サービスの利用がない健康状態が不明な人を対象に、個別訪問による健康相談等を行います。

通いの場* 等への積極的な関与 (ポピュレーションアプローチ)

高齢者の通いの場等において、フレイルチェックや、フレイル予防に関する健康教育・健康相談などを実施します。

*通いの場とは

地域の集会所などを活用し、歓談や様々な活動をとおして高齢者が日常的に地域の人々と触れ合うことができる場。

